お取引様各位

1都3県緊急事態宣言解除時の対応について

河野エレクトロニクス株式会社

河野エレクトロニクス株式会社では、新型コロナウイルス感染症への対策として、弊社従業員およびお取引先の皆様等の健康面に配慮し、全社員を対象に短時間勤務ならびに在宅勤務対応を実施しております。21年3月21日に1都3県を対象とした緊急事態宣言が解除される場合には、対象地域となる新横浜オフィス及び川越オフィスにおいて、在宅勤務を継続しつつも短時間勤務に移行することとしました。

今回の措置により、お取引先や関係者の皆様には多大なるご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒 ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(1) 緊急事態宣言解除後の当社勤務状況

- ・通勤ラッシュを避けるため 10時~16時 30分の時短勤務とする
- ・業務の必要ト、ト記時間以外に勤務する場合は、事前にト司の承認を得たトで勤務する
- ・緊急事態宣言解除後も支店長及び営業所判断で在宅勤務を可能とする
 - ・在宅勤務者にご連絡の際は携帯電話またはメール宛にご連絡ください
- ・商品本部(寝屋川倉庫)及び関東物流(丸紅ロジスティクス柏西倉庫)は引き続き操業し、商品の出荷は極力影響のないよう努めますが、万一、納期に影響が及ぶ場合はお客様と連携して事象に応じて最適な対応策を決定してまいります

以上